

【令和3年度】

## 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に係る随意契約の公表

R3.10.19時点

契約の内容	契約の相手方に必要な資格	契約の相手方の決定方法	見積書の記載及び提出方法	担当課室所名	備考
増田庁舎暖房用ボイラー運転業務	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定するシルバー人材センター	随意契約	1時間当たり単価 1月当たり通勤費 担当課に持参	まちづくり推進部 増田地域課	令和3年10月末契約予定